

広島県受取	
第 号	
- 4.9.15	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生発0915第1号
令和4年9月15日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度
管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条
第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器
(告示) の施行について」等の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等につい
ては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第
二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機
器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下
「クラス分類告示」という。）等において定められており、クラス分類告示にお
ける一般的名称の定義等については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安
全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大
臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医
薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項
の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行につ
いて」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知。
以下「平成16年局長通知」という。）により示しているところです。

今般、令和4年9月15日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣
が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器等の一部を改正す
る件」（令和4年厚生労働省告示第286号）が適用されることに伴い、平成16年
局長通知及び「医療機器の修理区分の該当性について」（平成17年3月31日付け
薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「平成17年局長通知」と
いう。）の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係事業者、



関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会长、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会长、欧洲ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

記

1. 平成16年局長通知の別添CD-ROMの記録内容の一部を別添1のように改正する。
2. 1の改正に伴い、平成17年局長通知の別表の一部を別添2のように改正する。

高血圧症治療補助プログラムの項の次に次のように加える

1195				ブ 02	疾病治療用プログラム	ログラム	71103003	全身麻醉用医薬品投与制御プログラム	全身麻醉における適切な麻酔レベルの維持を支援するため、患者の生体情報、薬物動態モデル等から麻酔薬等の投与量や投与速度等を演算し、投与する輸液ポンプを制御、監視する医療機器プログラム。当該プログラムを記録した記録媒体を含む場合もある。	Ⅲ	9-② /11-①	—				
------	--	--	--	------	------------	------	----------	-------------------	--	---	--------------	---	--	--	--	--

(参考)

別添2

高血圧症治療補助プログラムの項の次に次のように加える

1195		71103003	全身麻酔用医薬品投与制御プログラム	III	-		-
------	--	----------	-------------------	-----	---	--	---

(参考)

クラス分類告示			コード	一般的の名称	クラス 分類	特定 保守	設置 管理	修理 区分
別表	別表	別表						
第1	第2	第3						